

ID: 297

担当部署: みどり環境部 みどり公園課

処分の概要	緑化率適用除外の許可②
法令名称 根拠条項	都市緑地法 第35条第2項第2号
法令番号	昭和48年法律第72号
【基準】 法第35条第2項第2号の規定による。 (緑化率) 第35条 3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。 (2) 学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの その他政令第13条第2項第4号に基づく「地区計画等緑化率条例」の定めによる。 都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市・地域整備局) (5) 緑化率規制 ① 法第35条第2項の市町村長の許可による緑化率規制の適用除外 ア 道路事業により整備される建築物又は道路内に占用される建築物であつてその用途又は敷地の状況によつてやむを得ないもの(例えば、自由通路、道路の地下に設けられる駐車場など)については、法第35条第2項第2号又は第3号の要件に該当するものとして認め、許可することが望ましい。 イ 工場は、一般に、屋外にパイプラック、煙突等の施設を設置する必要があることにかんがみ、敷地内の空地に所要の施設を設ける必要があるため当該工場が緑化地域において定められる緑化率を達成できない場合においては、市町村長は、敷地内の施設の状況等から判断して適切な緑化施設が確保される場合には、当該工場を法第35条第2項第2号に規定する「学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ない」ものとして認め、許可することが望ましい。 また、工場立地法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号)附則第3条第1項に基づく届出を義務づけられた特定工場であつて、当該届出の内容が同法第4条第1項に基づく準則又は同法第4条の2第1項に基づく都道府県準則若しくは同条第2項に基づく市準則に定める緑地面積率に適合していると都道府県が認めた工場については、市町村長は、敷地内の施設の状況に応じた適切な緑化施設が確保されているものとして、法第35条第2項第2号に規定する「学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ない」ものとして認め、許可すべきである。 ウ 法第35条第1項から第2項に基づく市町村長の許可により緑化率規制の適用除外となる建築物については、同条第4項の規定により、それぞれの建築物及びその敷地の状況を勘案し、可能な範囲でその一部について緑化を行うべきことを、市町村長が許可の条件として付することが望ましい。	
標準処理期間	30日

備考			
設 定 年 月 日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日